

令和3年4月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和3年4月総会議事録

1 日 時 令和3年4月15日(木) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件

議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (1件)

第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権7件・農地中間管理事業に係る利用権5件)

報告事項

1 土地現況証明報告(非農地証明) (2件)

2 農業用施設設置届受理報告 (1件)

3 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)(2件)

4 その他

・次回総会 5月14日(金) 午前9時30分から 市役所4階会議室

・現地調査 5月 6日(木) 予定

・農地利用最適化推進地区別会議

油谷地区 4月27日(火) 午前10時から ラポールゆや

日置地区 4月27日(火) 午後 2時から 日置農村環境改善センター

三隅地区 4月30日(金) 午前10時から 三隅支所

長門地区 4月30日(金) 午後 2時から 市役所3階大会議室

4 出席委員(18人:議席順)

1番 野中 保志	2番 藤川 久志	3番 大田 寛治
5番 深水 一男	6番 河野 八千代	7番 高林 司
8番 名和田 栄治	9番 大田 裕美	10番 大汐 光晴
11番 岡島 史真	12番 林 弘幸	13番 岡本 勇二
14番 木村 正雄	15番 中野 晴人	16番 末永 恵子
17番 山近 洋祐	18番 松田 昭洋(会長職務代理者)	
19番 大野 耕作(会長)		

5 欠席委員(1人)

4番 林 一志

6 農業委員会事務局職員

事務局長	角谷 隆士
事務局長補佐	長谷川 浩司
書 記	坂倉 幸三

7 会議の概要

議長 (会長) 挨拶	令和3年4月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 (挨拶)
議長	本日の付議事項は、議案2件、報告事項3件でございます。 慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。 引き続き、3月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。 (会議等の報告)
議長	それでは、ただ今から令和3年4月の総会を開会いたします。 在任する委員の総数は19名です。本日の出席委員は18名、欠席委員は1名でございます。 よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。 次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。 1番、野中保志委員、2番、藤川久志委員、よろしくお願いをいたします。 議事に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明に入ります。1ページをご覧ください。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和3年4月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。 番号1。 土地の所在、大字西深川字かり衣、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は2,666㎡。ほか2筆、計6,501㎡。 譲受人は、西深川▲▲▲▲番地、●●●●さん。 譲渡人は、西深川▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人は、以前から経営規模を拡大したいと考えていたところ、譲渡人から申し出があったので、これに応じることとしたもの。 譲渡人は、農業後継者もないことから、家族協議のうえ、現在、一筆貸

付けている譲受人に譲り渡すこととしたもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 2 ページをご覧ください。J R 美祢線板持駅から北西へ 718m から 822m の間に位置する農地です。

また、3 ページから 4 ページには公図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 7 番、高林委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

7 番

7 番、西深川担当の高林です。

今回は、所有権の移転であります。

4 月 7 日に、会長、事務局、私、推進委員の上野さんとで現地に行き確認をしました。

現地は、板持 3 区にあります。

平成元年に、ほ場整備をされた土地であります。田んぼは 3 筆であります。

地主の●●さんは後継者もないことから、耕作者の●●さんに贈与することに決められました。

●●さんは、親子で稲作を約 15 町くらい耕作をしておられ、今後も模拡大を考えておられます。

今回は権利の移動のみなので、土地はそのままなので、何も問題はないと思いますので、皆様方のご審議を、よろしくお願い申し上げます。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和 3 年 4 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

5 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。2 ページをご覧ください。

賃貸借ですが、日置地区が、1 件 3 筆の 7,533 m²。油谷地区が、3 件 6 筆の 11,923 m²。計が、4 件 9 筆の 19,456 m²。

使用貸借が、三隅地区が、2 件 3 筆の 2,052 m²。油谷地区が、1 件 3 筆の 2,987 m²。計が、3 件 6 筆の 5,039 m²。

合計しますと、三隅地区が、2 件 3 筆の 2,052 m²。日置地区が、1 件 3 筆の 7,533 m²。油谷地区が、4 件 9 筆の 14,910 m²。

全体で、7 件 15 筆の 24,495 m²となります。

詳細につきましては、3 ページをご覧ください。

次に、4 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

ここで訂正をお願いします。三隅地区の使用貸借が 4 件となっていますが、3 件に修正をお願いします。これにより、一番上の表の長門市合計が 6

件ではなく 5 件となります。大変申し訳ございませんでした。

賃貸借ですが、長門地区が、2 件 4 筆の 8,167 m²のみ。

使用貸借が、三隅地区が、3 件 5 筆の 8,371 m²のみ。

合計しますと、三隅地区が、3 件 5 筆の 8,371 m²。長門地区が、2 件 4 筆の 8,167 m²。

全体で、5 件 9 筆の 16,538 m²となります。

詳細につきましては、5 ページから 6 ページをご覧ください。

基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体について質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告事項の 1 の説明を、お願いいたします。

事務局長

それでは、説明に入ります。7 ページをご覧ください。

報告事項 1、土地現況証明報告、非農地証明です。

番号 1。

現地については、既に雑種地化し農地としての利用はできない状況にあり、現況課税地目が雑種地となっていることから、令和 3 年 4 月 7 日付けにて、大野会長、大田委員、宮本推進委員、事務局とで現地を確認し、雑

種地として非農地証明をしております。

番号 2。

現地については、住宅の敷地に付随した農地であり、現況課税地目は宅地となっていることから宅地の一部として、令和 3 年 4 月 7 日付けにて、大野会長、山近委員、西川推進委員、事務局とで現地を確認し、宅地として非農地証明をしております。

土地現況証明報告は、以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、報告事項の 2 の説明をお願いします。

事務局長 8 ページをご覧ください。

報告事項 2、農業用施設設置届受理報告でございます。

番号 1。

この届出については、既に平成 3 年頃、農機具の大型化に伴う保管場所確保のため建築されたものですが、無届であったことが判明し、令和 3 年 3 月 30 日付けにて始末書と併せて提出がありましたので、受理しております。
以上です。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、報告事項 3 の説明を、お願いいたします。

事務局長 9 ページをご覧ください。

報告事項 3、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、合意解約です。

番号 1。

令和 3 年 3 月 3 日に合意解約をしております。

ほか 1 件の合意解約でございます。

以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 3 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 以上で、報告事項、その他について終わります。
続きまして、その他、事務連絡等がありましたらお願いします。

事務局長 それでは、その他の事務連絡についてです。
補佐

まず、3 月の総会時にお渡ししました、令和 3 年度定例総会開催予定日及び申請書締切日についてですが、12 月総会の開催日として当初 12 月 8 日、水曜日を予定しておりましたが、子牛市場が開催されることから、12 月 9 日、木曜日に変更しています。本日お手元に配布しておりますので、ご確認ください。

次に、5 月の定例総会ですが、5 月 14 日、金曜日、午前 9 時 30 分から、市役所 4 階大会議室、本日と同じ会場で開催いたします。

なお、現地調査につきましては連休明けの 5 月 6 日、木曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等連絡いたしますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

次に、農地利用最適化推進地区別会議についてですが、既にご案内しておりますとおり、4 月 27 日、火曜日が 10 時から油谷地区、14 時から日置地区で開催します。4 月 30 日、金曜日は 10 時から三隅地区、14 時から長門地区で開催いたします。

事務連絡につきましては、以上になります。

議 長 以上で、本日、事務局が予定した議題は終了いたしました。
委員の皆様から、何か質問、ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
大変お疲れ様でございました。

終了時間 午前 9 時 55 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和3年4月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議 事 録 署 名 委 員 野 中 保 志

議 事 録 署 名 委 員 藤 川 久 志